

## (設置)

第1条 市長は、前畑弾薬庫の跡地利用構想を検討するにあたり、広く市民及び専門家の意見等を取り入れるため、前畑弾薬庫跡地利用構想検討有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 前畑弾薬庫の跡地利用構想に係る意見等の集約に関すること。
- (2) 前畑弾薬庫の跡地利用構想に関連した重要事項その他市長が必要と認める事項に係る意見等の集約に関すること。

## (委員)

第3条 会議は、委員25人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業等に係る関係団体を代表する者
- (2) 関係行政機関等の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が認める者

2 前項第1号から第2号の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (会議)

第5条 会議に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員のうちから互選する。

3 座長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議は、必要に応じて座長が招集する。

6 座長は、必要と認めるときは、会議に分科会を置くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とし、運営に支障のない範囲で傍聴を認めるものとする。

(意見の聴取)

第7条 会議は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 座長は、第2条に規定された会議の所掌事務に関して意見等の集約が終了したときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(事務局)

第9条 会議の事務局を基地政策局に置き、その庶務を処理する。

2 事務局は、第三者である専門家に対して、会議の運営に係る支援等を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月28日から施行する。